

多面的機能支払制度の概要

【平成30年度予算概算決定額 48,401(48,251)百万円】

多面的機能支払交付金
46,801(46,751)百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

○ 農地維持支払

【対象者】

農業のみ又は農業及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織



農地法面の草刈り 水路の泥上げ ため池の草刈り 農道の路面維持

【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等

○ 資源向上支払

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織



水路のひび割れ補修 農道の窪みの補修 植栽活動 ため池の外来種駆除

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等

◎ 単価表（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 地域資源の質的向上を図る共同活動	③資源向上支払 ※2, 3 施設の長寿命化のための活動	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 地域資源の質的向上を図る共同活動	③資源向上支払 ※2, 3 施設の長寿命化のための活動
田	3,000※5	2,400	4,400	2,300※5	1,920	3,400
畑※4	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔農地・水保安全管理支払を含め5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用

※4：樹園地を含む

※5：事業計画期間中に田を畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は田の単価を適用

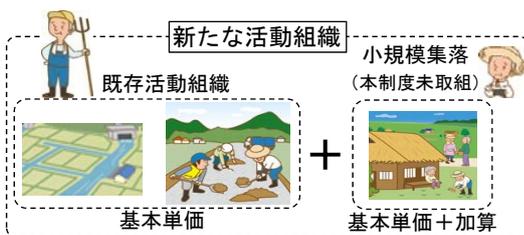
◎ 活動組織の広域化に向けた措置（拡充）

加算措置

既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援

農地維持支払に対する加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	1,000	700
畑	600	300
草地	80	40



要件緩和

中山間地域等の条件不利地域において、広域活動組織の設立要件を緩和

（例）都府県の場合
農用地面積 100ha以上
↓
農用地面積 50ha以上
又は3集落以上

【多面的機能支払推進交付金】 1,600(1,500)百万円

- ・ 都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援
- ・ 広域活動組織の設立支援、交付金の効果や取組の実施状況に係る調査の実施（拡充）